

松本市規則第21号

松本市屋外広告物条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月22日

松本市長 臥雲 義尚

松本市屋外広告物条例施行規則

松本市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、松本市屋外広告物条例（令和3年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（禁止区間等）

第2条 条例第4条第3号の規定により市長が指定する区間は、別表第1のとおりとする。

2 条例第4条第4号の規定により市長が指定する区域は、別表第2のとおりとする。

3 条例第4条第6号の規定により市長が指定する区域は、別表第3のとおりとする。

4 条例第4条第7号の規定により市長が指定する区域は、別表第4のとおりとする。

5 条例第4条第8号の規定により市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所は、別表第5のとおりとする。

（禁止物件等）

第3条 条例第5条の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。

（許可申請）

第4条 条例第6条第1項及び第2項、第8条第3項並びに第11条第1項の規定による許可の申請は、松本市屋外広告物等表示（設置・改造）許可（更新）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。ただし、当該許可の申請が、はり紙、はり札、広告旗、広告幕、立看板その他軽易な広告物等に係るものである場合であって、市長が特に必要でないとき、その書類等の全部又は一部を省略することができる。

(1) 表示し、又は設置しようとする場所の付近の見取図

(2) 表示し、又は設置しようとする場所及びその付近の写真

(3) 広告物等の位置を示す配置図

(4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面（はり紙及びはり札にあつては、現物又は見本）

(5) 松本市屋外広告物等安全点検報告書（様式第2号。表示面変更など既設の広告物を流用する場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（許可地域等）

第5条 条例第6条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、同項第1号で定める区域を除いた市内の区域とする。

(許可の基準)

第6条 条例第6条第2項の規定により市長の許可を受けなければならない広告物又は掲出物件の基準は、別表第7のとおりとする。

(特別規制地区の許可の基準)

第7条 条例第7条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第8のとおりとする。

(適用除外)

第8条 条例第8条第1項第5号の規則で定める基準は、表示面積が1平方メートル以下で、地上からの高さが2メートル以下のものとする。

2 条例第8条第2項第1号の規則で定める要件は、工事名、施主、工事内容等管理上必要な事項が記載されたもの又は工事現場のイメージアップとなるものとする。

3 条例第8条第2項第2号の規則で定める要件は、別表第9のとおりとする。

4 条例第8条第2項第3号の営利を目的としない活動のために表示するものは、次に掲げるものとする。

(1) 交通安全の啓発につながるもの

(2) 町会等の会合の案内等

(3) 報道機関が設置する時事速報等

(4) 政治、宗教、思想及び信条等公益に関する宣伝告知

5 条例第8条第3項第1号の規則で定める基準は、1地点又は1施設への案内図等の設置箇所が2か所以内で、次に掲げるものとする。

(1) 名称、方向、距離等案内上の必要事項を表示したもの

(2) 表示面積が1面2.5平方メートルかつ合計5平方メートル以下で、地上からの高さが5メートル以下のもの

6 条例第8条第3項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる地域について、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第4条第1号に規定する地域 次に掲げる基準を全て満たすもの

ア 巻付広告で、避難案内等公益上必要な案内等を表示したもの

イ 広告部分の表示面積が1面0.1平方メートル以下のもの

ウ 同一の広告部分を連続して設置しないもの

(2) 条例第4条第4号、第6号及び第7号に規定する地域 巻付広告で、地表から

1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以内に表示し、又は設置するもの

(禁止広告物等)

第9条 条例第9条第6号の規則で定める基準は、別表第10のとおりとする。

2 条例第9条第9号の規定による規則で定める広告物等は、松本市景観計画で定める地域区分ごとの建築物の高さ制限値を超える位置に設置する広告物等（アドバルーン及び壁面上部切り文字（ビル名称等）広告物（10平方メートル以下のもので、別表第11に定める彩度等の基準を満たすものに限る。）を除く。）とする。

(許可の期間)

第10条 条例第10条第2項の規則で定める期間は、別表第12のとおりとする。

(変更申請)

第11条 条例第11条第1項の規定による規則で定める変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既設の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴わない修繕、補強又は塗装をするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更又は改造であると認めるもの
(許可証)

第12条 条例第12条第1項の許可証は、屋外広告物許可証（様式第3号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、はり紙、はり札等の広告物等については、屋外広告物許可済印（様式第4号。以下「許可済印」という。）によるものとする。ただし、許可済印によることが困難であると認められるものについては、市長が別に指定する記号をもってこれに代えることができる。

（管理者不要等の広告物等）

第13条 条例第14条第1項及び第16条第1項の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物とする。

- (1) はり紙、はり札、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーン
- (2) 壁面等に直接塗装又は貼付されたもの
(特定屋外広告物安全管理者)

第14条 条例第14条第2項の規則で定める基準は、地上からの高さが4メートルを超える位置に表示し、又は設置するもの（条例第8条第3項第2号の規定により、市長の許可を受けた広告物等を除く。）とする。

2 条例第14条第2項の規定により置かなければならない特定屋外広告物安全管理者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
- (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (6) 前各号に掲げる者と同等の知識を有すると市長が認める者
(管理者の届出)

第15条 条例第15条第1項に規定する管理者を置いたときは、松本市屋外広告物管理者等選任（解任・変更）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。また、同条第2項及び第4項に規定する広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれら

を管理する者の変更があったときも同様とする。

(広告物等の滅失又は除却)

第16条 条例第15条第3項及び第17条第2項の規定による広告物等が滅失又は除却したときの届出は、松本市屋外広告物等廃止届(様式第6号)によるものとする。

(広告物等の点検)

第17条 条例第16条第1項の規定による点検は、松本市屋外広告物等安全点検報告書(様式第2号)に規定する点検内容について、広告物等の設置後3年以内ごとに行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による許可の更新又は第11条第1項の規定による許可の申請を行う広告物等に係る点検は、当該申請の日以前30日以内に行わなければならない。

3 前2項の点検の結果の記録は、次の点検を実施するまで又は当該広告物等の除却をするまでの間、保管しなければならない。

(広告物等の売却)

第18条 条例第24条の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

(身分証明書)

第19条 条例第27条第3項及び第45条第3項の証明書は、身分証明書(様式第7号)によるものとする。

(登録の申請)

第20条 条例第31条第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第8号)によるものとする。

2 条例第31条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合においてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が条例第33条第1項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面(様式第9号)

(2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第39条第1項に規定する要件を備えた者であることを証する書面

(3) 登録申請者(法人である場合においてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においてはその役員)を含む。)の略歴を記載した書面(様式第10号)

(4) 登録申請者が法人である場合又は登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であってその法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書

(5) 登録申請者が個人である場合又は登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を

有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面

- (6) 登録申請者が法人である場合又は登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、当該役員及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員））の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (7) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
（変更の届出）

第21条 条例第34条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（様式第11号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 条例第31条第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書及び前条第1号の書類
- (2) 条例第31条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第31条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第1号、第3号及び第6号の書面
- (4) 条例第31条第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第1号、第3号及び第6号の書面
- (5) 条例第31条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2号及び第7号の書面
（廃業の届出）

第22条 条例第36条第1項の規定による届出及び条例第46条第3項の規定による廃止の届出は、屋外広告業廃業（廃止）届（様式第12号）により行わなければならない。

（講習会）

第23条 条例第38条の講習会（以下「講習会」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 屋外広告物の法令に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 市長は、講習会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、場所その他講習会の実施に関し必要な事項を公示するものとする。

（講習会修了証書）

第24条 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証書を交付するものとする。

（講習会の一部免除）

第25条 市長は、次に掲げる者が、講習会を受けようとするときは、第23条第1項第3号に規定する事項の受講を免除するものとする。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法第44条第1項第1号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法の規定に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 2 前項の規定による一部免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写しを添えて申し出なければならない。

(講習会修了者の認定)

第26条 条例第39条第1項第5号の規定による認定は、次に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 広告物等の表示又は設置の責任者として5年以上の実務経験を有すること。
 - (2) 次項の規定による申請の日前5年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、同項第1号に掲げる要件を満たすことを証する雇用者の証明書を添えて申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく認定をしたときは、認定申請者に認定書を交付するものとする。

(帳簿の記載事項)

第27条 条例第41条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物等の種類及び数量
 - (3) 広告物等を表示し、又は設置した場所
 - (4) 表示又は設置の年月日
 - (5) 契約金額
- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第41条に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 前項の帳簿（同項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物等の表示又は設置に係る契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(屋外広告業届出書)

第28条 条例第46条第3項前段の規定による届出は、屋外広告業届出書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第19条の規定による知事の登

録を受けたことを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第46条第3項の規定による変更の届出は、屋外広告業届出事項変更届出書(様式第14号)に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 変更に係る事項を証する書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う許可申請から適用し、施行日前に行った許可申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の松本市屋外広告物条例施行規則の規定による様式は、当分の間、新規則の規定による様式とみなす。

別表第1(第2条関係)

屋外広告物禁止区間

種類及び名称	区間
高速自動車国道中央自動車道長野線・中部縦貫自動車道松本波田道路	松本市域内
東日本旅客鉄道篠ノ井線・東日本旅客鉄道大糸線・アルピコ交通上高地線	松本市域内

別表第2(第2条関係)

屋外広告物禁止区域(道路等から展望することができる範囲)

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道長野線・中部縦貫自動車道松本波田道路	松本市域内	両側各500m以内
一般国道19号	市街化調整区域内	安曇野市に向かって左側500m以内及び右側200m以内
一般国道158号	沢渡橋(松本市安曇4144番4先)から狸平2号橋(松本市安曇1208番1先)まで	両側各1,000m以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 松本市安曇3280番3先から松本市安曇

		2338番2先までの区間の両側各30m以内の地域 2 沢渡橋（松本市安曇4144番4先）から沢渡大橋（松本市安曇4159番8先）までの区間の両側各50m以内の地域
一般国道147号高家バイパス	平瀬橋（松本市大字島内8078番1先）からアルプス大橋（松本市大字島内9866番5先）まで	両側各500m以内
主要地方道松本空港塩尻北インター線	起点から松本市と塩尻市との境界まで	両側各500m以内
篠ノ井線	市道5510号線との交差点から松本市と塩尻市との境界まで	南松本駅に向かって左側500m以内

別表第3（第2条関係）

屋外広告物禁止区域（河川及び湖沼等）

接続する河川等		範囲
種類及び名称	区間	
奈良井川・梓川・田川・薄川・女鳥羽川・奈川・会田川・牛伏川	松本市域内	河川域両側各30m以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲

別表第4（第2条関係）

屋外広告物禁止区域（交差点等）

交差点	範囲
一般国道19号と一般国道254号及び一般国道147号高家バイパス（平瀬口信号、松本市大字島内8070番2先）	停止線内及び停止線から10mまでの道路両側10m以内
一般国道19号と一般国道147号及び県道平田新橋線（新橋信号、松本市新橋2233番12先）	
一般国道19号と県道倭北松本停車場線（白板信号、松本市白板1丁目308番50先）	

一般国道19号と一般国道158号及び一般国道143号（渚1丁目信号、松本市渚2丁目174番13先）
一般国道19号と県道兎川寺鎌田線及び市道5501号線（鎌田信号、松本市鎌田2丁目4932番1先）
一般国道19号と市道5506号線（南松本信号、松本市双葉2938番1先）
一般国道19号と県道平田新橋線（平田信号、松本市平田東3丁目866番イ先）
一般国道19号と主要地方道松本環状高家線及び市道5513号線（村井下町北信号、松本市村井町南1丁目683番1先）
一般国道19号と県道町村白川村井停車場線及び主要地方道松本環状高家線（村井信号、松本市村井町南4丁目1090番1先）
一般国道143号と県道浅間河添線及び市道1223号線（美須々信号、松本市美須々753番3先）
一般国道143号と主要地方道松本和田線及び市道1530号線（城東2丁目信号、松本市城東1丁目1206番10先）
一般国道143号と主要地方道松本塩尻線（市民芸術館西信号、松本市深志3丁目1201番1先）
一般国道143号と県道平田新橋線及び市道2024号線（深志2丁目信号、松本市深志2丁目1103番先）
一般国道143号及び県道平田新橋線と市道2805号線（中央1丁目信号、松本市中央1丁目102番6先）
一般国道158号と県道新田松本線、市道7505号線及び市道8162号線（町区東信号、松本市大字島立2600番先）
一般国道158号と主要地方道松本環状高家線（新村信号、松本市大字新村527番1先）
一般国道158号と県道北大妻豊科線（三溝新田信号、松本市波田9944番3先）
一般国道158号と県道上竹田波田線、市道波田2級1号線（松本市波田9971番2先）
一般国道158号と主要地方道鍋割穂高線（松本市波田10094番先）

一般国道158号と主要地方道鍋割穂高線（波田小学校前信号、松本市波田10144番1先）
一般国道158号と県道波田北大妻豊科線（松本市波田2884番4先）
一般国道254号と県道惣社岡田線（洞信号、松本市大字稻倉5番先）
主要地方道松本環状高家線と県道新田松本線（南和田信号、松本市大字和田4316番2先）
主要地方道松本環状高家線と県道土合松本線（南荒井西信号、松本市大字神林5729番1先）
主要地方道松本環状高家線と市道6061号線（南荒井中信号、松本市大字神林2757番1先）
主要地方道松本環状高家線と県道松本空港線（町神信号、松本市大字神林2706番4先）
主要地方道松本環状高家線と県道松本空港線（菅野信号、松本市大字笹賀4344番1先）
主要地方道松本空港塩尻北インター線と県道松本平広域公園線（空港入口信号、松本市大字空港東8942番2先）
主要地方道松本空港塩尻北インター線と県道松本空港線（空港東信号、松本市大字空港東8960番33先）
主要地方道塩尻鍋割穂高線、市道6569号線と県道松本平広域公園線、市道6055号線（今井東信号、松本市大字笹賀209番2先）
主要地方道塩尻鍋割穂高線と市道6012号線（今村橋西信号、松本市大字笹賀185番2先）
県道町村白川村井停車場線と県道新茶屋塩尻線（田川橋信号、松本市寿南1丁目1347番34先）
県道町村白川村井停車場線と県道新茶屋塩尻線及び市道4563号線（寿小池信号、松本市大字寿小赤177番4先）
県道町村白川村井停車場線と県道寺村南松本停車場線及び市道4563号線（内田信号、松本市大字内田2181番口先）
県道町村白川村井停車場線と県道寺村南松本停車場線及び市道4550号線（白川信号、松本市大字寿豊丘

5 5 9 番 4 先)
県道町村白川村井停車場線と市道 3 0 1 7 号線 (松本市大字寿白瀬 2 1 2 7 番 1 0 先)
主要地方道松本塩尻線と県道町村白川村井停車場線、市道 3 1 1 5 号線及び市道 3 5 9 8 号線 (中山小学校南信号、松本市大字中山 3 7 0 8 番 1 先)
県道寺村南松本停車場線と県道新茶屋塩尻線 (竹渕信号、松本市寿北 7 丁目 6 8 1 番 8 先)
県道平田新橋線と市道 5 7 0 3 号線及び市道 5 5 0 5 号線 (出川町信号、松本市出川町 1 6 6 8 番 1 先)
県道平田新橋線と県道兎川寺鎌田線 (庄内町信号、松本市庄内 3 丁目 3 6 6 0 番 7 先)
県道平田新橋線と県道兎川寺鎌田線及び市道 2 5 2 5 号線 (松本市本庄 1 丁目 1 0 4 4 番 先)
市道 3 0 1 7 号線と県道兎川寺鎌田線 (筑摩西信号、松本市筑摩 1 丁目 3 2 7 6 番 1 先)
市道 3 0 1 7 号線と市道 3 5 4 6 号線 (並柳信号、松本市並柳 1 丁目 4 6 6 番 1 2 先)
主要地方道松本塩尻線と県道兎川寺鎌田線 (筑摩信号、松本市筑摩 3 丁目 2 7 7 7 番 3 先)
主要地方道松本和田線と県道兎川寺鎌田線 (兎川寺信号、松本市大字里山辺 2 9 3 2 番 3 先)
主要地方道松本和田線と県道惣社岡田線 (惣社信号、松本市大字惣社 5 3 4 番 口 先)
県道惣社岡田線と県道浅間河添線 (中浅間信号、松本市浅間温泉 1 丁目 8 8 番 1 先)
県道惣社岡田線と市道 2 3 2 9 号線 (原橋信号、松本市大字原 6 9 番 3 先)
主要地方道松本環状高家線と県道大野田梓橋停車場線及び市道梓川 4 4 8 号線 (倭信号、松本市梓川倭 5 7 8 番 8 先)
主要地方道松本環状高家線と県道倭北松本停車場線及び市道梓川 1 級 7 号線 (氷室西信号、松本市梓川倭 2 6 5 3 番 2 先)
県道大野田梓橋停車場線と県道波田北大妻豊科線及び市道梓川 1 級 1 0 号線 (梓川小学校前信号、松本市梓川梓

1 2 4 6 番 1 先)	
県道大野田梓橋停車場線と主要地方道塩尻鍋割穂高線及び市道梓川 2 級 9 号線 (立田上手信号、松本市梓川梓 2 4 4 6 番 3 先)	
中部縦貫自動車道松本波田道路と県道波田北大妻豊科線 (松本市波田 6 4 2 番 1 先)	

別表第 5 (第 2 条関係)

屋外広告物禁止地域等 (市長が指定する地域又は場所)

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
県道波田北大妻豊科線	松本市域内	道路両側各梓川堤防道路までの範囲及び市街化区域又は一般国道 1 5 8 号沿い 2 5 m までの範囲

別表第 6 (第 3 条関係)

屋外広告物表示等禁止物件の例外に関する基準

物件	広告物の種類	基準
電柱及び街路灯柱	巻付広告	地表から 1. 2 m 以上 3. 2 m 以下の範囲内に表示し、又は設置するもの
	袖看板	次のいずれかに該当するもの 1 電柱又は街路灯柱 1 本について 1 個 2 縦 1. 2 m 又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅 0. 6 m 以下 3 歩道 (道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する歩道をいう。以下同じ。) と車道 (同項第 3 号に規定する車道をいう。以下同じ。) の区分のある道路にあっては、下端の高さ 2. 5 m 以上のもの又は車道に突き出ないもの 4 歩道と車道の区分のない道路にあっては、下端の高さ 4. 7 m 以上のもの
	バナー広告	次のいずれかに該当するもの 1 電柱又は街路灯柱 1 本について 2 個以内 2 縦 1. 8 m 又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅 0. 6 m 以下

		3 歩道と車道の区分のある道路にあつては、下端の高さ2.5m以上のもの又は車道に突き出ないもの
		4 歩道と車道の区分のない道路にあつては、下端の高さ4.7m以上のもの

別表第7（第6条関係）

1 第1種許可地域許可基準

地域区分			
第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域(国道・県道沿い両側30m（一般国道158号松本市波田1473番先から松本市波田10095番3先までの道路沿いを除き、一般国道158号松本市波田10095番3先から松本市波田10136番6先までの道路沿いは両側25m）を除く。）・市街化調整区域（一般国道158号沿い及び主要地方道松本環状高家線倭橋北交差点から市道梓川311号線松本市境までの道路沿い両側30m（一般国道158号松本市波田10136番6先から松本市波田3189番4先までの道路沿いは両側25m）を除く。）・都市計画区域外			
項目	許可基準		
一敷地総量	45㎡以下		
袖看板	高さ	壁面を超えない高さ	
	面積	1面5㎡以下かつ合計10㎡以下	
	出幅	1.2m以下	
壁面広告物	一壁面総量	10㎡以下	
	一般壁面 広告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、高さは5m以下かつ2階窓下、面積は10㎡以下
	壁面上部 切り文字 (ビル名称等) 広告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、文字等囲んだ面積は10㎡以下(商標、ロゴ、施設名称に準じるものに限る。)
地上広告物	高さ	路面から3m以下かつ設置地盤面から5m以下(自己用は7m以下)	
	面積	一面2.5㎡以下かつ合計5㎡以下(自己用は一面7.5㎡以下かつ合計15㎡以下)	
	照明	照明の無いもの(自己用は可)	
照明	動光・点滅を伴わないもの		

2 第2種許可地域許可基準

地域区分			
第1種住居地域（国道・県道沿い両側30m（一般国道158号松本市波田1473番先から松本市波田10095番3先までの道路沿いを除き、一般国道158号松本市波田10095番3先から松本市波田10136番6先までの道路沿いは両側25m））・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・近隣商業地域・商業地域（浅間温泉・美ヶ原温泉・横田温泉）・市街化調整区域・都市計画区域（倭工業団地地区計画）・都市計画区域外（一般国道158号沿い（一般国道158号松本市波田3189番4先から都市計画区域までの道路沿いを除く。）及び主要地方道松本環状高家線倭橋北交差点から市道梓川311号線松本市境までの道路沿い両側30m（一般国道158号松本市波田10136番6先から松本市波田3189番4先までの道路沿いは両側25m））			
項目	許可基準		
一敷地総量	220㎡以下		
屋上広告物	高さ	壁面有効高さ1/4以下かつ5m以下	
	面積・比率	1面25㎡以下かつ全面で50㎡以下、比率1：1以上（横長）	
	表示方法	屋根へ直書しないもの	
	その他	壁面から横にはみ出さないもの	
袖看板	高さ	壁面を超えない高さ	
	面積	1面10㎡以下かつ合計20㎡以下	
	出幅	1.2m以下	
壁面広告物	一壁面総量	壁面面積の1/4以下かつ30㎡以下	
	一般壁面 広告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、高さは10m以下かつ3階窓下以下、面積は壁面面積の1/4以下かつ30㎡以下
	壁面上部 切り文字 （ビル名 称等）広 告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、文字等囲んだ面積は10㎡以下（商標、ロゴ、施設名称に準じるものに限る。）
地上広告物	高さ	5m以下（自己用は10m以下）	
	面積	一面7.5㎡以下かつ合計15㎡以下（自己用は一面15㎡以下かつ合計30㎡以下）	

	照明	動光、点滅を伴わない照明（自己用は可）
照明	動光・点滅を伴う広告物の表示面積は、実際の面積の2倍として取り扱う。	

3 第3種許可地域許可基準

地域区分			
一般国道19号沿い両側30m			
項目	許可基準		
一敷地総量	240㎡以下		
屋上広告物	高さ	壁面有効高さ1/4以下かつ7m以下	
	面積・比率	1面50㎡以下かつ全面で100㎡以下、比率1:1以上（横長）	
	表示方法	屋根へ直書しないもの	
	その他	壁面から横にはみ出さないもの	
袖看板	高さ	壁面を超えない高さ	
	面積	1面10㎡以下かつ合計20㎡以下	
	出幅	1.2m以下	
壁面広告物	一壁面総量	壁面面積の1/4以下かつ50㎡以下	
	一般壁面 広告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、高さは10m以下かつ3階窓下以下、面積は壁面面積の1/4以下かつ50㎡以下
	壁面上部 切り文字 （ビル名 称等）広 告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、文字等囲んだ面積は10㎡以下（商標、ロゴ、施設名称に準じるものに限る。）
地上広告物	高さ	7m以下（自己用は1.3m以下）	
	面積	一面7.5㎡以下かつ合計15㎡以下（自己用は一面1.5㎡以下かつ合計30㎡以下）	
	照明	動光、点滅を伴わない照明（自己用は可）	
照明	動光・点滅を伴う広告物の表示面積は、実際の面積の2倍として取り扱う。		

4 第4種許可地域許可基準

地域区分
商業地域（浅間温泉・美ヶ原温泉・横田温泉・松本駅前東口広場及びこれに接続する20m以内を除く。）

項目	許可基準		
一敷地総量	240㎡以下		
屋上広告物	高さ	壁面有効高さ1/4以下かつ7m以下	
	面積・比率	1面50㎡以下かつ全面で100㎡以下、比率1:1以上(横長)	
	表示方法	屋根へ直書しないもの	
	その他	壁面から横にはみ出さないもの	
袖看板	高さ	壁面を超えない高さ	
	面積	1面10㎡以下かつ合計20㎡以下	
	出幅	1.2m以下	
壁面広告物	一壁面総量	壁面面積の1/4以下かつ50㎡以下	
	一般壁面 広告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、高さは10m以下かつ3階窓下以下、面積は壁面面積の1/4以下かつ50㎡以下
	壁面上部 切り文字 (ビル名 称等) 広 告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、文字等囲んだ面積は10㎡以下(商標、ロゴ、施設名称に準じるものに限る。)
地上広告物	高さ	7m以下(自己用は10m以下)	
	面積	一面7.5㎡以下かつ合計15㎡以下	
	照明	動光、点滅を伴わない照明(自己用は可)	
照明	動光・点滅を伴う広告物の表示面積は、実際の面積の2倍として取り扱う。		

5 第5種許可地域許可基準

地域区分		
商業地域(松本駅お城口広場及びこれに接続する20m以内)		
項目	許可基準	
一敷地総量	240㎡以下	
屋上広告物	高さ	壁面有効高さ6/10以下かつ13m以下
	面積	合計200㎡以下
	その他	壁面から横にはみ出さないもの
袖看板	高さ	壁面を超えない高さ
	面積	1面10㎡以下かつ合計20㎡以下
	出幅	1.2m以下
	一壁面総量	壁面面積の1/4以下

壁面広告物	一般壁面 広告物	高さ・面 積	壁面の範囲に収まり、壁面面積の1/4以下
	壁面上部 切り文字 (ビル名 称等) 広 告物	高さ・面 積	壁面の範囲に収まり、文字等囲んだ面積は10㎡以下(商標、ロゴ、施設名称に準じるものに限る。)
地上広告物	高さ	7m以下(自己用は10m以下)	
	面積	一面7.5㎡以下かつ合計15㎡以下	
照明	動光・点滅を伴う広告物の表示面積は、実際の面積の2倍として取り扱う。		

6 全許可地域共通の基準

広告種類	設置基準
アドバルーン	幅1.5m以下かつ縦1.3m以下
	地上からの高さ 気球上端まで40m以下
広告旗	大きさ 幅0.6m以下かつ縦1.8m以下
	地上からの高さ 上端まで3m以下
はり紙、はり札等広告	表示面積1㎡以下
	同一のものを2枚以上続けて貼り付けることは禁止
立看板	表示面積片面1㎡以下かつ合計2㎡以下
	地上からの高さ 上端まで2m以下
広告幕	表示面積30㎡以下
都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5に規定する地区計画の地区内の広告物等	当該地区が属する禁止地域の基準及び許可地域の許可基準のほか、地区計画で規定する広告物等の基準

別表第8 (第7条関係)

1 お城地区屋外広告物特別規制地区

- (1) 屋外広告物特別規制地区の区域(以下「指定区域」という。) 松本市景観計画で規定したお城地区(松本城周辺重点地区)
- (2) 屋外広告物特別規制地区の許可基準 次に掲げる基準に適合する広告物等であること。

区分	基準
屋上広告物	許可対象外
地色の彩度	別表第10の禁止地域等及び第1種許可地域と同基準

上記以外	当該区域が属する禁止地域等の基準及び許可地域の許可基準
------	-----------------------------

2 お城南地区屋外広告物特別規制地区

- (1) 指定区域 松本市景観計画で規定したお城南地区（中町・高砂通り周辺重点地区）
- (2) 屋外広告物特別規制地区の許可基準 次に掲げる基準に適合する広告物等であること。

区分	基準
屋上広告物	許可対象外
地色の彩度	別表第10の禁止地域等及び第1種許可地域と同基準
上記以外	当該区域が属する禁止地域等の基準及び許可地域の許可基準

3 安曇地区屋外広告物特別規制地区

- (1) 指定区域 安曇地区
- (2) 屋外広告物特別規制地区の許可基準 次に掲げる基準に適合する広告物等であること。

区分	基準	
総則	素材・色彩	主要材料は木材とし、地色は茶系統色、文字は白色を基調とする。
	照明	照明は動点滅を伴わず、白色又は昼光色の外部照明とする。
電柱広告又は街路灯柱	全て掲示、掲出しないものとする。	
総合案内板	表示面積	10㎡以内とする。
	位置	駐車場、バス停留所、市が認めた場所その他の利用効果の高い地点で風致上の支障の少ない位置を選定して設置する。
壁面広告物又は地上広告物(自己用)	高さ	壁面広告物を建物若しくはその他工作物に掲示又は表示する場合は、建物の軒又は当該工作物の最後部高を超えないものとする。地上広告物の場合は、2.5m以下
	表示面積	合計5㎡以下（同一敷地内かつ入口用地上広告物(自己用)については1.5㎡以下）
	数量	表示内容（施設の名称、商標及び地名のもの並びにそれ以外のもの）それぞれ一方向につき1枚及び入口用1枚まで
	その他	所在地、名称、商標、営業案内等を明らかにするため、施設敷地内に表示し、又は設置す

		<p>ることができる。</p> <p>入口用地上広告物については、施設の存在を明らかにし、利用者の誘導を図る必要がある場合、施設敷地内に掲出設置又は表示することができるものとし、表示内容は屋号、施設の種類及び地名程度に留めるものとする。</p>
地上広告物（非自己用）	用途	誘導用に限る。
	高さ	2. 5 m以下（国道及び県道からの分岐点に設置するものにあつては2. 8 m以下）
	表示面積	一施設ごとに縦0. 1 m、横0. 6 m以下（国道及び県道からの分岐点に設置するものにあつては、縦0. 15 m、横1. 0 m以下）。ただし、総合誘導看板にあつては、地区のシンボルマーク、名称等を記入した表示板を0. 5 m ² 以下の範囲で付帯させることができる。
	設置数	1 施設につき3基以下
	表示内容	施設名、距離程度に留め、営業内容、商品広告等は表示しないものとする。
	その他	主要道路からの分岐点又は必要性が認められた場所以外は設置しないものとし、同一方向に複数の施設がある場合は、統合した誘導看板とする。
その他広告物	全て掲示、掲出しないものとする。	
上記以外	当該区域が属する禁止地域等の基準及び許可地域の許可基準	

別表第9（第8条関係）

1 禁止地域における自己用広告物の適用除外要件

条例の規定による区分	項目	適用除外要件		
条例第4条第1号	一敷地総量	10 m ² 以下		
	袖看板	高さ	壁面を超えない高さ	
		面積	1面2. 5 m ² 以下かつ合計5 m ² 以下	
		出幅	1. 2 m以下	
	壁面広告物	一壁面総量	5 m ² 以下	
		一般壁面 広告物	高さ・面積	壁面の範囲に収まり、高さ5 m以下かつ2階窓下、面積5 m ² 以下

	壁面上部 切り文字 (ビル名 称等) 広 告物	高さ・面 積	壁面の範囲に収まり、文字等囲んだ 面積は5㎡以下(商標、ロゴ、施設 名称に準じるものに限る。)
	地上広告物	高さ	5m以下
		面積	1面2.5㎡以下かつ合計5㎡以下
	その他	立看板	3枚以下
		広告幕	1枚以下
		広告旗	5本以下
		はり紙、はり札 等広告	10枚以下
条例第4 条第4号			表示面積10㎡以下、かつ禁止地域でないならば当該 地域が属した許可地域の許可基準内のもので、市長の 許可を受けたもの(注1)(注3)
条例第4 条第6号			地上広告物に限り、堤防及び堤防道路上面から高さ5 m以下、かつ禁止地域でないならば当該地域が属した 許可地域の許可基準内のもので、市長の許可を受けた もの(注2)(注3)
条例第4 条第7号			禁止地域でないならば当該地域が属した許可地域の許 可基準内のもので、市長の許可を受けたもの(注2) (注3)

(注1) 表示面積の合計が10㎡以下、かつ禁止地域でないならば当該地域が属した許可地域の適用除外基準以下のものは許可を要しない。

(注2) 禁止地域でないならば当該地域が属した許可地域の適用除外基準以下のものは許可を要しない。

(注3) 本規定による許可は、条例第10条の規定を準用する。

2 許可地域における自己用広告物の適用除外要件

項目	適用除外要件		
	第1種	第2種	第3種・第4種・第5種
敷地総量	別表第7第1項に 掲げる基準	別表第7第2項に 掲げる基準	30㎡以下
屋上広告物	適用の除外なし (設置禁止)		全て許可対象
袖看板	別表第7第1項に 掲げる基準		壁面を超えない高さで 1面2.5㎡以下かつ

				合計 5 m ² 以下、出幅 1. 2 m以下
	壁面広告物			一壁面総量：15 m ² 以下 高さ：5 m以下かつ2 階窓下 壁面上部切り文字（ビル 名称等）広告物は、 壁面の範囲に収まり、 文字等囲んだ面積は5 m ² 以下（商標、ロゴ、 施設名称に準じるもの に限る。）
	地上広告物			高さ：4 m以下 面積：合計10 m ² 以下
その 他	アドバ ルーン	適用の除外なし (設置禁止)	別表第7第6項に 掲げる基準	1基以下
	立看板	別表第7第6項に		5枚以下
	広告幕	掲げる基準		3枚以下
	広告旗			10本以下
	はり紙、 はり札等 広告			15枚以下

別表第10（第9条関係）

地色の彩度の基準

屋外広告物（壁面上部切り文字（ビル名称等）広告物を除く。）の表示1面の最大面積を占める地色（地色の面積が表示1面の2分の1未満である場合には、表示1面の2分の1を超える面積を構成する色）について、日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の「マンセル表色系」の色相ごとに彩度を定める。

色相	彩度		明度
	禁止地域等 第1種許可地域	第2種許可地域 第3種許可地域 第4種許可地域 第5種許可地域	
0. 1R～10R	8以下	10以下	制限なし
0. 1YR～10YR			

0. 1 Y ~ 1 0 Y			
その他	6 以下		

備考 彩度に係る禁止地域等以外の地域区分は、別表第7で定める区分による。

別表第11（第9条関係）

壁面上部切り文字（ビル名称等）広告物の彩度等の基準

壁面上部切り文字（ビル名称等）広告物の色について、日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の「マンセル表色系」の色相ごとに彩度を定める。

色相	彩度		明度
	禁止地域等 第1種許可地域	第2種許可地域 第3種許可地域 第4種許可地域 第5種許可地域	
0. 1 R ~ 1 0 R	8 以下	1 0 以下	制限なし
0. 1 Y R ~ 1 0 Y R			
0. 1 Y ~ 1 0 Y			
その他			
照明	動光・点滅を伴わないもの		

備考 彩度に係る禁止地域等以外の地域区分は、別表第7で定める区分による。

別表第12（第10条関係）

許可の期間

種別	許可の期間
広告板類 広告塔類 アーチ類	3年以内
アドバルーン	3月以内
はり紙、はり札等広告	3月以内
立看板、広告旗	3月以内
広告幕	3月以内